

岐阜県犬の咬傷事故防止に係る検討会議設置要綱

(目的)

第1条 岐阜県における飼い犬による咬傷事故防止に係る規制の在り方について専門的見地から検討を行うため、犬の咬傷事故防止に係る検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、本県における咬傷事故防止に係る規制の方向性について意見を述べることとする。

(組織)

第3条 委員は、別表1に掲げる団体等の代表者の他、別表2に掲げる学識経験者として岐阜県健康福祉部長（以下「健康福祉部長」という。）が選任した者とする。

2 別表1に掲げる団体の委員が会議に出席できない場合、その委員が指名する代理の者を出席させることができる。

3 検討会議に座長を置き、委員の中から健康福祉部長が指名する。

4 座長は、検討会議を進行する。

5 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

6 座長は、必要とする場合には副座長を委員の中から指名し、座長の職務を代行させることができる。

(会議)

第4条 検討会議は、県が招集する。

(関係者の出席等)

第5条 健康福祉部長が必要と認めた時は、会議に委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局は、岐阜県健康福祉部生活衛生課に置く。

(解散)

第7条 検討会議はその目的が達成されたときに解散する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の事務の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月19日から施行する。

別表1 委員の所属団体等（第3条関係）

岐阜大学応用生物科学部附属動物病院
公益社団法人 岐阜県獣医師会
公益社団法人 日本動物福祉協会
公益社団法人 日本警察犬協会
一般社団法人 岐阜県猟友会
岐阜市保健所

別表2 委員を選任する学識経験者（第3条関係）

法律に関する学識経験者
動物行動学に関する学識経験者